# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2024年 4 月17日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 砂田 光

【電話番号】 03(5156)5000

【届出の対象とした募集内国投 DWS世界新興国株式ファンド

資信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投 1兆円を上限とします。

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付の信託約款の変更により投資形態、信託期間及び取得申込・解約請求受付不可日の変更並びに信託報酬の引き下げを行いました。また、ファンドの愛称の廃止及び日本経済新聞オープン基準価格欄に掲載のファンド名の変更等を行いました。これに伴い、2023年11月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項を変更後の内容に更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

# 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

# 第一部【証券情報】

# (1)【ファンドの名称】

<訂正前>

DWS世界新興国株式ファンド (愛称: りそな BRICsプラス)

(以下「ファンド」という場合があります。)

ただし、「第一部 証券情報 (12) その他 信託約款の変更 (予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、愛称を廃止します。

<訂正後>

DWS世界新興国株式ファンド

(以下「ファンド」という場合があります。)

# (7)【申込期間】

<訂正前>

2023年11月18日から2024年5月17日まで(継続申込期間)

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する場合、取得申込みの受付は行いません。なお、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、取得申込受付日がルクセンブルグの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日に該当する場合、取得申込みの受付は行いません。以下同じ。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

2023年11月18日から2024年5月17日まで(継続申込期間)

ただし、取得申込受付日がルクセンブルグの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日に該当する場合、原則として取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

# (12)【その他】

<訂正前>

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、<u>フランクフルト証券取引所の休業日</u>またはフランクフルトの銀行<u>の</u>休業日に該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(中略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託約款の変更(予定)について

当ファンドは、以下の通り信託約款の変更を予定しております。

#### a.変更の内容及び理由

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、DWS世界新興国株式マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。) 等新興国の企業の株式及び預託証書等(以下、「株式等」といいます。) に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指すことを運用の基本方針としております。しかしながら、当ファンドの運用残高の減少に

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

伴い、マザーファンドにおいて運用の効率化を図ることが困難な状況になっております。運用残高の減少が続いた場合、運用の基本方針に則った運用を継続することがさらに困難になることが想定されます。このような状況を踏まえ、当ファンドの運用を安定的に継続するため、当ファンドの仕組みをファミリーファンド方式から、複数のファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式に変更いたします。その際、ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)を特別に意識せず、新興国株式市場全体を投資対象とする運用への変更が望ましいと考え、主要投資対象をルクセンブルグ籍投資法人「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ」といたします。余資の運用を行うルクセンブルグ籍投資法人「DWSフォルゾーゲ・ゲルトマルクト」も投資対象とします。

なお、マザーファンドが保有するロシア株式の取引が事実上困難な状態が続いております。当該変更に伴う 移行措置として、マザーファンドで保有するロシア株式以外の保有株式を売却し、ロシア株式については、 ロシア株式市場の流動性が回復し、売却可能と判断された時点で速やかに売却する予定です。ロシア株式が 売却できた時点でマザーファンドを当ファンドの投資対象から除外する予定です。

ファンド・オブ・ファンズ方式への変更に伴い、取得申込・解約請求受付不可日の変更を行います。また、 運用残高、投資環境等を総合的に勘案し、信託期間を2028年8月18日までとする変更を行います。

#### b . 信託約款変更の日程

<u>公告日</u> (異議申立てを行うことができる受益者 及び受益権口数の確定)	2023年11月21日
異議申立て期間	2023年11月21日から 2024年1月12日まで
信託約款変更適用予定日	2024年4月17日

# c . 異議申立てについて

委託会社は、上記2.の異議申立て期間内に2023年11月21日現在の受益者一の方を対象に、上記 a . の約款変更について異議申立ての受付を行います。

異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が2023年11月21日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り2024年4月17日に約款変更を適用します。なお、異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が2023年11月21日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、約款変更は行いません。約款変更を行うかどうかの結果につきましては、委託会社のホームページ上等でお知らせいたします。

2023年11月17日までに取得申込みの受付が完了した方をいいます。

#### 投資信託の基礎知識

(以下略)

#### <訂正後>

### 取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、<u>ルクセンブルグの銀行休業日</u>またはフランクフルトの銀行休業日<u>または香港証券取引所の休業日</u>に該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(中略)

#### 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

### 投資信託の基礎知識

(以下略)

EDINET提出書類 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

# 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
- <訂正前>

ファンドの目的

当ファンドは、<u>DWS世界新興国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)</u>への 投資を通じて、<u>ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)等</u>新興国の企業の<u>株式及び預託証書等</u> <u>(以下総称して「株式等」といいます。)</u>に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(中略)

#### <属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株		グローバル				ブル・ ベア型
中小型株 债券	年1回	北米	ファミリーファンド	あり ( )	日経225	
一般公債	年2回	区欠州		,		条件付運用型
社債 その他債券	年4回年6回	アジア			TOPIX	
クレジット属性	(隔月) 年12回	オセアニア			TOTIX	ロング・ ショート型/ 絶対収益追 求型
不動産投信	日々	中南米	ファンド・			<b>公正</b>
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ( )	アフリカ中近東	オブ・ ファンズ	なし	その他	その他
資産複合 ( ) 資産配分固定型		(中東)			,	( )
資産配分変更型		<del></del>				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。<u>ただし、「第一部</u>証券情報(12)その他 信託約款の 変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、投資形態はファンド・ オブ・ファンズとなります。

# <属性区分の定義について>

- 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。
- 1.「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。

(中略)

4.「投資形態」の区分のうち、<u>「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの</u>をいいます。

(中略)

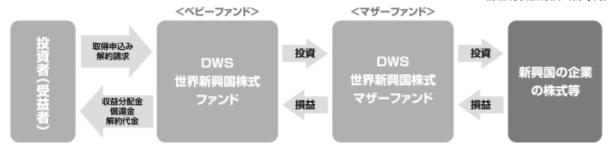
ファンドの特色(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

- a . <u>プラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)(以下「BRICs」といいます。)等新興国  $\frac{1}{2}$ </u>の企業の株式等  $\frac{2}{2}$ に投資します。
  - 1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、<u>国際通貨基金(IMF)、世界銀行、国際金融公社(IFC)等が先進国に定めていないすべての国</u>とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSインベストメント GmbHの判断により変更される場合があります。
  - 2 預託証書等を含みます。預託証書とは、ある国の株式を海外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。
  - <u>主にBRICsと、それにプラスして、BRICsに続く高い経済成長が期待されている他の新興国(以下</u>「プラス」といいます。)の企業の株式等に投資します。
    - ・BRICs以外で投資対象国となる新興国「プラス」は、投資を行う時点で、国際通貨基金(IMF)、 世界銀行、国際金融公社(IFC)等が先進国に定めていないすべての国のうち、DWSインベストメントGmbHがBRICsに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国「プラス」の定義は、DWSインベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。
    - ・2023年9月末現在で投資している「プラス」の例は以下の通りです。

<u>メキシコ</u> <u>韓国</u> <u>台湾</u> <u>タイ</u>

南アフリカ

- ・「プラス」については投資対象国を限定しません。
- BRICsを中心に「プラス」にも投資することで、投資対象の分散を図るとともに、新興国の高い経済成 長を捉えることを目指します。
- 新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の企業 の株式等に投資することもあります。
- **b.マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。** 
  - DWSインベストメントGmbHは、DWSインベストメンツ香港リミテッドより投資助言を受けます。
  - DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。
- c. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d.ファミリーファンド方式—で運用を行います。
  - 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめ てベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

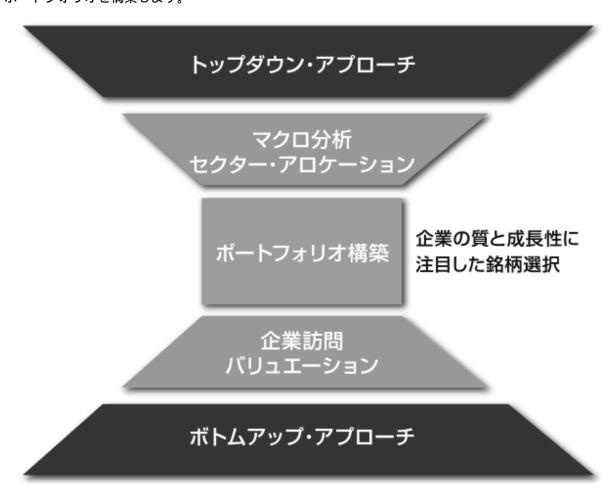


ただし、「第一部 証券情報 (12) その他 信託約款の変更 (予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、ファンドの特色は以下となります。

- a.「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ」への投資を通じて、 世界の新興国の株式等に投資を行います。
- b. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- <u>c.ファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。</u>

# < 具体的な運用プロセス >

株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択<u>を行い</u>、ポートフォリオを構築します。



(注1)上記運用プロセスは<u>マザーファンド</u>に関するものです。(以下略)

<訂正後 > ファンドの目的

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドは、<u>投資信託証券</u>への投資を通じて、<u>世界の</u>新興国の企業の<u>株式等</u>に投資を行い、信託財産の中長期 的な成長を目指して運用を行います。

(中略)

# <属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式		グローバル				•
大型株		日本				ブル・ ベア型
中小型株	年 1 回	LT.			日経225	
債券	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )		
一般公債	+ 2 B	区欠州				条件付 運用型
	年4回	アジア				
その他債券	年6回(隔月)				TOPIX	
( )	年12回	オセアニア				ロング・ ショート型/ 絶対収益追
不動産投信	(毎月)	中南米				求型
その他資産	日々		ファンド・			
(投資信託証券(株式))	その他、	アフリカ	オプ・ ファンズ	なし		
資産複合	( )	中近東(中東)			その他 ( )	その他 ( )
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

### < 属性区分の定義について >

- 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。
- 1.「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。

(中略)

4.「投資形態」の区分のうち、<u>「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投</u> 資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(中略)

#### ファンドの特色

- a . 「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ」への投資を通じて、 世界の新興国 $\frac{1}{2}$ の株式等 $\frac{2}{2}$ に投資を行います。
  - 1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、MSCIまたはスタンダード・アンド・プアーズの新興国株式インデックスの構成国、世界銀行が「低所得国」または「中所得国」に分類する国(MSCIワールド・インデック

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

スの構成国を除きます。)のいずれかに該当する国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSイ ンベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。

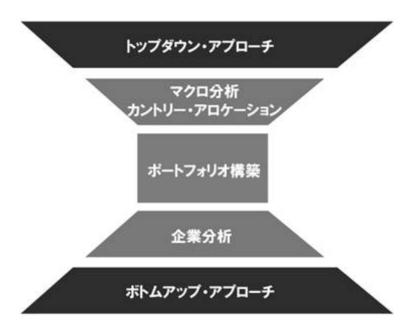
- 2 新興国で主要な事業活動を行う企業の株式や新興国の企業を所有する持株会社の株式を含みます。
- **b.実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
- c.ファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。



DWS世界新興国株式マザーファンドについては、保有する有価証券等の売却完了後に投資対象から除外する 予定です(以下同じ。)。

#### <運用プロセス>

- トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択に基づ き、ポートフォリオを構築します。
- 個別銘柄の分析においては、企業の成長性、経営陣の質、バランスシート、バリュエーション、サステナビリ ティを重視します。
- 個別銘柄の分析においては、ESG要因も考慮します。また、ポートフォリオの構築にあたっては、DWSが 独自に定めたESG投資基準を適用します。



(注1)上記運用プロセスは<u>、当ファンドの主要投資対象であるDWSインベストESGグローバル・エマージング・</u> マーケッツ・エクイティーズに関するものです。

(以下略)

# (2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2007年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

2007年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

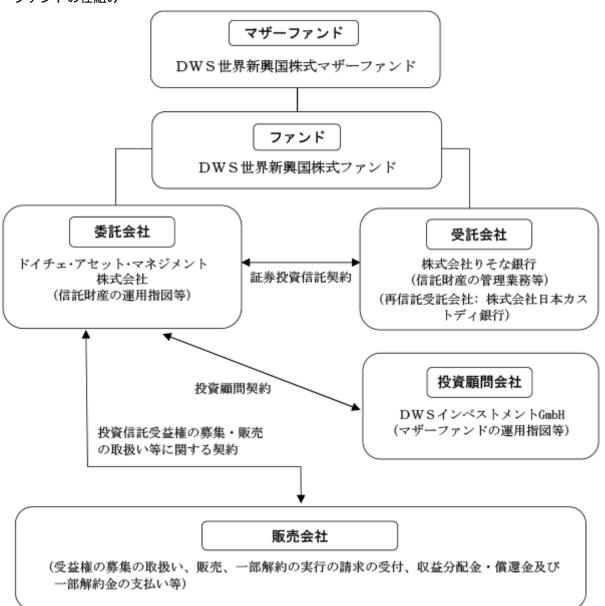
2024年4月17日 投資形態をファミリーファンドからファンド・オブ・ファンズに変更

信託期間を2028年8月18日までに変更(当初は無期限)

# (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、ファンドはDWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ(外国投資法人)及びDWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト(外国投資信託)も投資対象とします。

委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

c . 「販売会社」

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当 ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償 還金及び一部解約金の支払い等を行います。

# d. DWSインベストメントGmbH(「投資顧問会社」)

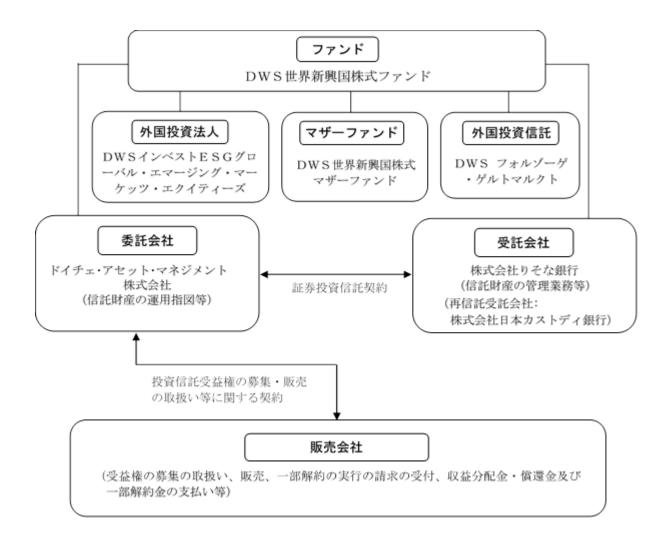
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託 を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等 において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

(以下略)

#### <訂正後>

ファンドの仕組み



#### 委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

# c . 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

(以下略)

# 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

<訂正前>

基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 運用方法

a . 投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

#### b.投資態度

- 1)主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3)信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引、可証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 4)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ただし、「第一部 証券情報 (12) その他 信託約款の変更 (予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、上記 運用方法は以下となります。

# 運用方法

a . 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

- b . 投資態度
  - 1) 主として、世界の新興国の株式等を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替へッジを行わない投資信託証券に投資を行います。
  - 2)投資信託証券への投資にあたっては、<u>原則として、別に定める</u>投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります
  - 3) 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。
  - 4)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <マザーファンドの投資方針>

基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

a . 投資対象

主として、ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)等新興国(以下「主要投資対象国」といいます。)のいずれかの証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式等のうち、主

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

要投資対象国において主たる企業活動を展開する企業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とします。

# b . 投資態度

- 1)高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企業の株式等に投資します。
- 2)主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国の企業の株式等に投資することもあります。
- 3)株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- 4)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 6)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <訂正後>

基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a . 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

- b. 投資態度
  - 1)主として、世界の新興国の株式等を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替へッジを行わない投資信託証券に投資を行います。
  - 2)投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、以下の投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。

ルクセンブルグ籍外国投資法人 DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エ

クイティーズ

親投資信託

DWS世界新興国株式マザーファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト

- 3) 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。
- 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- c . 銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な 運用を目的とした選定も行います。

# (2)【投資対象】

<訂正前>

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - <u>口. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める</u>ものに限ります。)
  - 八. 金銭債権
  - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

# 運用の指図範囲等

- a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とするDWS世界新興国株式マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。
  - 1 . 株券または新株引受権証書
  - 2.国債証券
  - 3.地方債証券
  - 4.特別の法律により法人の発行する債券
  - 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 6.資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9.資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1 項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいい ます。)
  - 11. コマーシャル・ペーパー
  - 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約 権証券
  - 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記12.までの証券または証書の性質を有するもの
  - 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。)で下記16.で定めるもの以外のもの
  - 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 17.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - <u>18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価</u>証券に係るものに限ります。)
  - 19.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 21.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 22. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
  - 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記 1 . の証券または証書及び上記13 . 並びに上記19 . の証券または証書のうち上記 1 . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記 2 . から上記 6 . までの証券並びに上記16 . の証券及び上記13 . 並びに上記19 . の証券または証書のうち上記 2 . から上記 6 . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14 . 及び上記15 . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- b.委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。
  - 1.預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3.コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6.外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
- c.上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b.に掲げる金融商品により運用すること の指図ができます。

ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、上記 投資の対象とする資産の種類及び 運用の指図範囲等は以下となります。

#### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口. 金銭債権
  - 八.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 運用の指図範囲等

- a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、主として指定投資信託証券のほか、次に掲げるものとします。
  - 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  - 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券と が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権 証券を除きます。)
  - 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に 限り行うことができるものとします。

- b.委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。
  - 1.預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
- c.上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b.に掲げる金融商品により運用すること の指図ができます。

### <ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

(中略)

- (注1)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (注2)指定投資信託証券は見直されることがあります。
- (注3)上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

# <マザーファンドの投資対象>

#### 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産
  - イ.有価証券
  - 口. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第 2 条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
  - 八.金銭債権
  - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

# 運用の指図範囲等

- a.委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。
  - 1.株券または新株引受権証書
  - 2.国債証券
  - 3.地方債証券
  - 4.特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9.資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1 項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
  - 11. コマーシャル・ペーパー
  - 12.新株引受権証券及び新株予約権証券
  - 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記12.までの証券または証書の性質を有するもの
  - 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。)で下記16.で定めるもの以外のもの
  - 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - <u>18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価</u>証券に係るものに限ります。)
  - 19.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.の証券または証書及び上記13.並びに上記19.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券並びに上記16.の証券及び上記13.並びに上記19.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14.及び上記15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- <u>b.委託会社は、信託金を、上記 a.</u>に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  - 1.預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3.コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6.外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
- <u>c.上記a.の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b.に掲げる金融商品により運用する</u>ことの指図ができます。

# <訂正後>

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口. 金銭債権
  - 八,約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 運用の指図範囲等

- a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、主として指定投資信託証券のほか、次に掲げるものとします。
  - 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  - 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- b.委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。
  - 1.預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4.手形割引市場において売買される手形
- c.上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b.に掲げる金融商品により運用すること の指図ができます。

#### <ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

(中略)

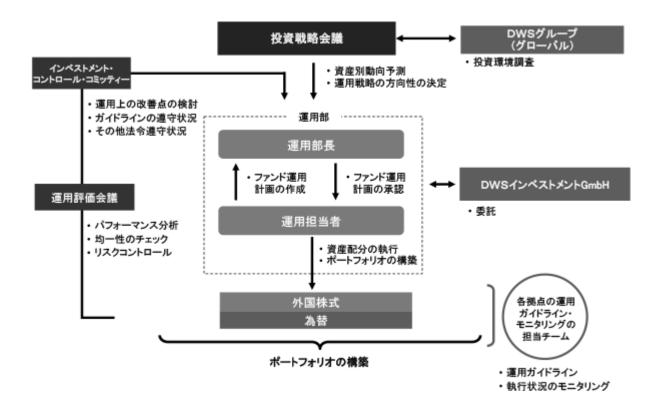
- (注1) DWS世界新興国株式マザーファンドについては、保有する有価証券等の売却完了後に投資対象から除外する予定 のため、記載しておりません。
- (注2)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (注3)指定投資信託証券は見直されることがあります。
- (注4)上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

# (3)【運用体制】

<訂正前>

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<運用体制>

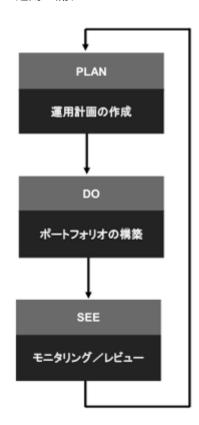


委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH(所在地:ドイツ フランクフルト)に委託します(以下「運用委託先」という場合があります。)。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティー に報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

#### <運用の流れ>



- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- ・承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、DWSインベストメントGmbHに 所属する運用チームへ委託を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- ・運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の 状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況 や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

### < 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、<u>コンプライアンス統括部</u>は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

# <委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

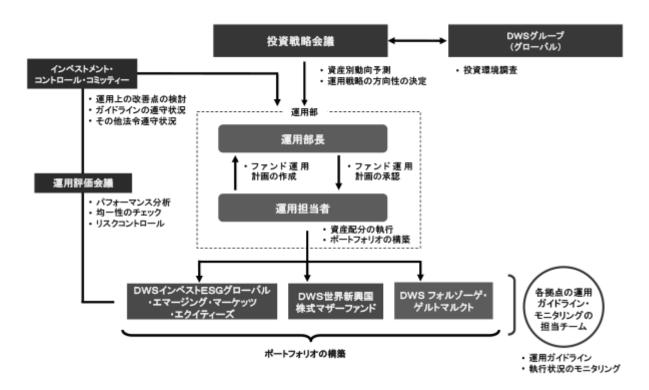
運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力(運用パフォーマンス実績)、信用力、リスク管理能力(運用ガイドラインの遵守状況を含みます。)及び内部統制の状況(または内部監査の実施状況)の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

(注)運用体制は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

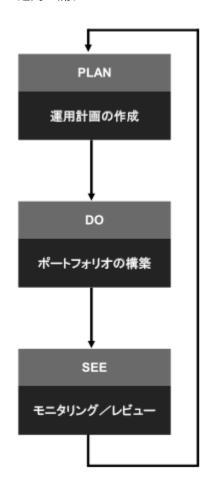
<運用体制>



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの 一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、 運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長 が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議<u>・</u> <u>決定</u>します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベスト メント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思 決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

#### <運用の流れ>



- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で 情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の 状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

# < 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

### <委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

(注)運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (5)【投資制限】

- <訂正前>
- <信託約款で定める投資制限>

株式への投資制限

株式への実質投資割合一には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及び デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたが い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されて いる株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の 発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新 株予約権証券については、この限りではありません。
- b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論 見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図す ることができます。

# 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- <u>b.上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるも</u>のとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売り出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項 第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単 独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1 項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま す。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属す る新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使 により取得可能な株券
- <u>c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。</u>

#### 先物取引等の運用指図

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動 リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係 る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動 リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引 所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

# スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- d.上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属する とみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信 託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額 とします。
- <u>e . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし</u>ます。
- <u>f</u>. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

# デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により 算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

# 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸し 付けることの指図をすることができます。
  - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の 額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

<u>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限</u>されることがあります。

外国為替予約取引の指図

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- a.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価 総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額としま す。

#### 資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投 資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みま す。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしま す。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- <u>c</u>.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ただし、「第一部 証券情報 (12) その他 信託約款の変更 (予定)について」に記載する手続きを経て信託約 款の変更を行うこととなった場合は、上記 < 信託約款で定める投資制限 > は以下となります。

#### 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

- a.同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー 及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、 合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい 当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 公計信の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記 b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

# <u><マザーファンドの信託約款で定める投資制限></u>

# 株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

# 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

### 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及び デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたが い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論 見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図す ることができます。

#### 信用取引の指図範囲

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4.売り出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属す る新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使 により取得可能な株券

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<u>c</u>. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避する ため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取 引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- <u>c</u>.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避 するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこ れらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により 算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

# 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付 の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の 額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

# 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

<u>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。</u>

# 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為 替の売買の予約取引を指図することができます。

#### <法令で定める投資制限>

(以下略)

#### <訂正後>

<信託約款で定める投資制限>

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

- a.同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー 及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、 合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい 当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 公社債の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投 資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みま す。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしま す。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

(以下略)

# 3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

流動性リスク

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### その他の留意点

- ・当ファンドの追加設定(ファンドへの資金流入)及び一部解約(ファンドからの資金流出)による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において 市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できな いリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性 や、解約申込みの受付けが中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

(中略)

・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。 フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日

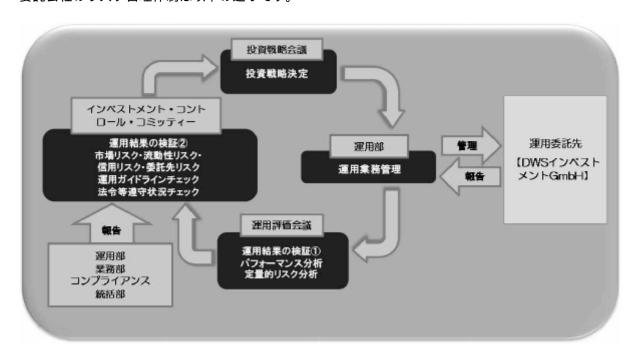
ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託 約款の変更を行うこととなった場合は、一部解約の実行の請求日が ルクセンブルグの銀行休業日または了ランク フルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日に該当する場合、一部解約の実行の請求の受付は行いませ ん。以下同じ。

・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

(中略)

# (2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、<u>業務</u>部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取 締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示す る体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委 託先管理業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング 等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施 の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

(以下略)

<訂正後>

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があ り、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券 等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準 価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・当ファンドの追加設定(ファンドへの資金流入)及び一部解約(ファンドからの資金流出)による資金の流出入 に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証券の 組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがありま す。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないこ とがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性がありま す。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において 市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できな いリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性 や、解約申込みの受付けが中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

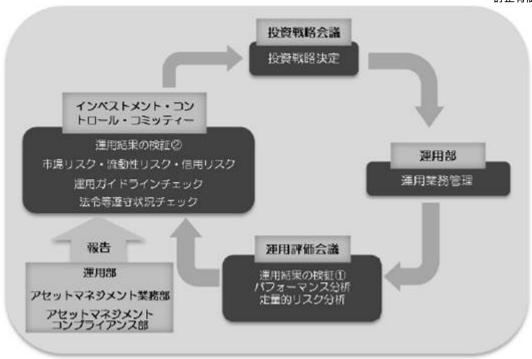
(中略)

- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。 ルクセンブルグの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

(中略)

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

# (参考情報)

(以下略)

# 4【手数料等及び税金】

# (3)【信託報酬等】

# <訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率2.068%(税抜1.88%)を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分(年率、税抜)	役務の内容			
委託会社	0.90%	委託した資金の運用等の対価			
販売会社	0.90%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口 座内での当ファンドの管理等の対価			
受託会社	0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価			

(注)委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記 の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

マザーファンドの運用の指図を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合は、ファンドの信託報酬を年率2.068%(税抜1.88%)から年率1.133%(税抜1.03%)に引き下げます。この信託報酬の変更は、委託会社への配分を0.90%から0.05%に引き下げることにより行います。ファンド・オブ・ファンズ方式への変更後の信託報酬相当額(ファンドの信託報酬と投資対象とするファンドの信託報酬(0.75%以内)の合計)は年率1.883%程度(税込)となります。

# <訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.133%(税抜1.03%)を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分(年率、税抜)	役務の内容		
委託会社	<u>0.05</u> %	委託した資金の運用等の対価		
販売会社	議社 0.90% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の 座内での当ファンドの管理等の対価			
受託会社	0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価		

(注)委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額(年率)
<u>DWSインベストESGグローバル・エマージング</u> ・マーケッツ・エクイティーズ	0.75%以内(本書作成日現在)
DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	0.20%(本書作成日現在)

したがって、当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、本書作成日現在、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.883%程度(税込)となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

上記 の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

#### (4)【その他の手数料等】

#### <訂正前>

当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して 年率0.10%を上限とします。

(中略)

EDINET提出書類

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記 の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

#### <訂正後>

当ファンド<u>及び組入ファンド</u>において、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、<u>管理報酬、</u>租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち<u>当ファンドの</u>信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産 総額に対して年率0.10%を上限とします。

(中略)

上記 の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、<u>当ファンドの</u>信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

# (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(前略)

課税の取扱いについて

以下の内容は<u>2023年9月末</u>現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))の適用対象であり、2024年1月1日以降は 一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

少額投資非課税制度「NISA」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。

なお、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で非課税の適用を受けることができます。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b.法人の受益者に対する課税

(以下略)

<訂正後>

(前略)

課税の取扱いについて

以下の内容は<u>2024年2月末</u>現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の受益者に対する課税

EDINET提出書類 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

(以下略)

# 5【運用状況】

# (4)【設定及び解約の実績】

<訂正前>

(前略)

(参考情報)

基準日:2023年9月29日

(中略)

# 主要な資産の状況

マザーファンドにおける	組入上位10銘材	Ā
-------------	----------	---

	銘柄	国·地域	業種	比率(%)
1	台湾積体電路製造[TSMC/台湾セミコンダクター](ADR)	台湾	半導体·半導体製造装置	7.9
2	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.4
3	ICICI銀行	インド	銀行	6.5
4	騰訊控股[テンセント・ホールディングス]	中国	メディア・娯楽	5.6
5	ラーセン&トゥブロ	インド	資本財	5.4
6	アリババグループ・ホールディング(ADR)	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	5.4
7	ウェグ	ブラジル	資本財	4.5
8	ウルトラ・テック・セメント	インド	素材	3.3
9	ナスパーズ	南アフリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	3.2
10	HDFC銀行(ADR)	インド	銀行	3.1

#### <u>マザーファンド</u>における 国・地域別構成比

国·地域	比率(%)	
中国(含香港)	30.0	
インド	19.4	
ブラジル	14.5	
ロシア	0.0	
その他	34.2	

※1 比率はマザーファンドにおける 組入比率です。

※2 ロシアの株式等につきましては、「実質ゼロ評価」としております。

# 年間収益率の推移

(以下略)

<訂正後>

(前略)

(参考情報)

基準日:2023年9月29日

(中略)

# 主要な資産の状況

# DWS世界新興国株式マザーファンド(注)における組入上位10銘柄

DWS世界新興国株式マザー ファンドにおける国・地域別 構成比

	銘柄	国·地域	業種	比率(%)	国·地域	比率(%)
1	台湾積体電路製造[TSMC/台湾セミコンダクター](ADR)	台湾	半導体·半導体製造装置	7.9	中国(含香港)	30.0
2	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.4	インド	19.4
3	ICICI銀行	インド	銀行	6.5	ブラジル	14.5
4	騰訊控股[テンセント・ホールディングス]	中国	メディア・娯楽	5.6	ロシア	0.0
5	ラーセン&トゥブロ	インド	資本財	5.4	その他	34.2
6	アリババグループ・ホールディング(ADR)	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	5.4	※1 比率はDWSt	世界新興国株式
7	ウェグ	ブラジル	資本財	4.5	マザーファン	上における組入
8	ウルトラ・テック・セメント	インド	素材	3.3	比率です。	
9	ナスバーズ	南アフリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	3.2	※2 ロシアの株式	
10	HDFC銀行(ADR)	インド	銀行	3.1	ります。	評価」としてお

(注) 2024年4月17日付の約款変更により、主要投資対象を「DWS世界新興国株式マザーファンド」から「DWS インベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ」に変更しております。

# 年間収益率の推移

(以下略)

### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### <訂正前>

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、<u>フランクフルト証券取引所の休業日</u>またはフランクフルトの銀行<u>の</u>休業日に該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(以下略)

#### <訂正後>

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、<u>ルクセンブルグの銀行休業日</u>またはフランクフルトの銀行休業日<u>または香港証券取引所の休業日</u>に該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(以下略)

# 2【換金(解約)手続等】

#### <訂正前>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、<u>フランクフルト証券取引所の休業日</u>またはフランクフルトの銀行<u>の</u>休業日に該当する日を除きます。)の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(以下略)

# <訂正後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、<u>ルクセンブルグの銀行休業日</u>またはフランクフルト銀行休業日<u>または香港証券取引所の休業日</u>に該当する日を除きます。)の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(以下略)

### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

- <訂正前>
- < 基準価額の計算方法等について >

(中略)

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。(略称:BRIC)

ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託 約款の変更を行うこととなった場合は、略称は世界新興国株となります。

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド 基準価額で評価します。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場(外国で取引されて いるものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相 場)で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価しま す。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により 評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により 評価します。

ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託 約款の変更を行うこととなった場合は、以下が追加となります。

### <訂正後>

< 基準価額の計算方法等について >

(中略)

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。(略 称:世界新興国株)

<運用資産の評価基準及び評価方法 >

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。					
マザーファンド	基準価額で評価します。					
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価しま す。					
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により 評価します。					
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により 評価します。					

### (3)【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日(2007年1月31日)から無期限とします。

ただし、「第一部 証券情報(12)その他 信託約款の変更(予定)について」に記載する手続きを経て信託約 款の変更を行うこととなった場合は、信託期間は2028年8月18日までとなります。

### <訂正後>

信託契約締結日(2007年1月31日)から2028年8月18日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、証券取引所等にお ける取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議の うえ、信託期間を延長することができます。

### (4)【計算期間】

<訂正前>

(前略)

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

# <訂正後>

(前略)

上記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3)信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

### (5)【その他】

<訂正前>

信託の終了

- a.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- <u>b</u>.委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した 書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- <u>c</u>.上記<u>b</u>.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- <u>d</u>.上記<u>c</u>.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき は、上記 a.の信託契約の解約をしません。
- <u>e</u>. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- $\underline{f}$  . 上記 $\underline{c}$  . から $\underline{e}$  . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 $\underline{c}$  . の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(中略)

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### <投資顧問契約>

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(以下略)

### <訂正後>

信託の終了

a.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- b. 委託会社は、DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズがその信託 を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものと し、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- <u>c</u>.委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した 書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- <u>d</u>.上記<u>c</u>.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- <u>e</u>.上記<u>d</u>.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき は、上記 a.の信託契約の解約をしません。
- <u>f</u>. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- $\underline{g}$  . 上記 $\underline{d}$  . から $\underline{f}$  . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 $\underline{d}$  . の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(中略)

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(以下略)

# 第三部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

# 1【委託会社等の概況】

	4-	_	_		_
_	=		L 1	_	īΝ
_	п	ш		刖	_

(前略)

(2)委託会社の機構

(中略)

(投資信託の運用プロセス)

(中略)

<u>コンプライアンス統括部</u>は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを 行います。

<訂正後>

(前略)

(2)委託会社の機構

(中略)

(投資信託の運用プロセス)

(中略)

<u>アセットマネジメントコンプライアンス部</u>は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

# 3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

### <追加>

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

# 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

# (1)中間貸借対照表

	(単位:千円	
	当中間会計期間末	
<b>姿主の</b> 如	(2023年9月30日)	
資産の部 流動資産		
<u> </u>	3,640,803	
前払費用	11,626	
未収消費税等	30,020	
未収委託者報酬	405,210	
未収収益	2,162,713	
立替金	31,881	
為替予約	912	
流動資産計	6,283,169	
固定資産	5,255,155	
投資その他の資産	45,270	
固定資産計	45,270	
資産合計	6,328,439	
負債の部	0,320,433	
流動負債		
預り金	63,995	
未払金	350,950	
未払手数料	180,187	
その他未払金	170,762	
未払費用	1,245,427	
未払法人税等	160,388	
賞与引当金	348,200	
流動負債計	2,168,962	
固定負債		
長期未払費用	13,925	
退職給付引当金	487,204	
賞与引当金	46,347	
繰延税金負債	1,023	
固定負債計	548,501	
負債合計	2,717,464	
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	
資本剰余金計	1,830,000	
利益剰余金		
その他利益剰余金	1,299,344	
繰越利益剰余金	1,299,344	
利益剰余金計	1,299,344	
株主資本計	3,608,655	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,319	
評価・換算差額等合計	2,319	
純資産合計	3,610,974	
負債・純資産合計	6,328,439	

# (2)中間損益計算書

	(単位:千円)		
	当中間会計期間		
	(自 2023年4月1日		
	至 2023年9月30日)		
営業収益			
委託者報酬	1,500,778		
運用受託報酬	121		
その他営業収益	1,808,155		
営業収益計	3,309,054		
営業費用			
支払手数料	700,164		
その他営業費用	492,241		
営業費用計	1,192,406		
一般管理費	1,665,318		
営業利益	451,330		
営業外収益	7,291		
営業外費用	1 30,981		
経常利益	427,639		
特別損失	2 119,927		
税引前中間純利益	307,712		
法人税、住民税及び事業税	139,817		
法人税等合計	139,817		
中間純利益	167,894		

# 注記事項

# 重要な会計方針

	当中間会計期間			
	(自 2023年4月1日			
	至 2023年9月30日)			
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券			
	市場価格のない株式等以外のもの			
	当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純			
	資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用			
	しております。			
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価	時価法を採用しております。			
方法				
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金			
	従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支 払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。			
	(2) 退職給付引当金			
	`			
	務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認め			
	られる額を計上しております。			
	退職給付見込額の期間帰属方法			
	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間 末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっ ております。			
	数理計算上の差異の費用処理方法			
	数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務			
	期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期 から費用処理することとしております。			
   4. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義			
「	対対は、投資運用業の失調に奉うさ顧各の負産を管理・運用する我   務を負っています。			
	契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービ			
	ス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通			
	りです。			
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対			
	する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。			
	運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価			
	額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しており			
	ます。			
	また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。			
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により			
算基準	円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。			

# (未適用の会計基準等)

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日)

# (1) 概要

事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益(又 は評価・換算差額等)に区分して計上することが定められました。

### (2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

#### (中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1 営業外費用の主要項目	主 2023年 9月30日 )	
為替差損 2 特別損失の主要項目		30,684千円
割増退職金		119,927千円

#### (リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (金融商品関係)

当中間会計期間末(2023年9月30日)

#### 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	11,771	11,771	-
資産計	11,771	11,771	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	912	912	-
デリバティブ取引計	912	912	-

- (\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。
- (\*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

# 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象 となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品 当中間会計期間末(2023年9月30日)

区分	時価 ( 千円 )				
<b>△</b> 刀	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	-	11,771	-	11,771	
資産計	-	11,771	-	11,771	
デリバティブ取引					
通貨関連	-	912	-	912	
負債計	-	912	-	912	

# (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

### デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを 使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

### (有価証券関係)

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

#### その他有価証券

(単位:千円)

				(-12.113)
	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	11,639	8,289	3,350
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	132	138	6
合計	•	11,771	8,427	3,343

# (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

### ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

### 通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	コーロ 買建	1,867,334	-	2,030	2,030
	ユーロ	635,553	-	2,943	2,943
Ž.	計	2,502,888	-	912	912

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

EDINET提出書類 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

# (セグメント情報等)

#### セグメント情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 関連情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	ドイツ	ルクセンブルク	その他	合計
1,508,808	623,993	469,130	453,713	253,407	3,309,054

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

# 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	611,417	投資運用業
DWS Investment S.A.	453,713	投資運用業

# 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

# 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

	当中間会計期間末 ( 2023年 9 月30日)
1株当たり純資産額	58,657円81銭
1株当たり中間純利益	2,727円33銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益または純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)
中間純利益(千円)	167,894
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	167,894
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(前略)

# 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容		
(中略)				
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (2023年 3 月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。		

# 投資顧問会社

<u>A か DWSインベストメントGmbH</u>

資本金の額 11,500万ユーロ(約182億円)(2023年3月末現在)

事業の内容
有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいま

す。

(注)ユーロの円換算は、便宜上、2023年9月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ=158.00円)によります。

### <訂正後>

(前略)

# 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容		
(中略)				
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (2023年 3 月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。		

# 2【関係業務の概要】

<訂正前>

(前略)

# 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還 金及び一部解約金の支払い等を行います。

### 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。

# <訂正後>

(前略)

EDINET提出書類 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還 金及び一部解約金の支払い等を行います。

# 3【資本関係】

<訂正前>

委託会社及び投資顧問会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

<訂正後>

<u>委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。</u>

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 関 賢二

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監 査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案する ために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利宝悶侈

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注)2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。